

# Weekly Report

第204号

平成25年 2月25日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

## 医療費控除に関するQ & A

Q. 支払った医療費は全額が控除できる？

A. できません。本人または生計を一にする親族のために支払った1年間の医療費(補填された保険金などを差し引く)の合計額について、10万円(所得200万円未満の方は、所得の5%)を超えた部分の金額が控除額です。

Q. 病気などで通院した場合、控除の対象となるのは治療費だけ？

A. 通院のために電車やバスなどの交通機関を利用した場合の交通費(自家用車でのガソリン代等は対象外)や、医療用器具等の購入代ばど、診療や治療に直接必要な費用も控除の対象です。

Q. 健康診断や人間ドックの費用は？

A. 治療ではないため、対象外です。しかし、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけではなく健康診断等の費用も対象になります。

Q. インフルエンザの予防接種の費用は？

A. 病気の予防や健康増進のための費用は対象外となります。

Q. 保険が適用されないインプラント治療(人工歯根)

の費用は？

A. 対象外です。なお、歯科ローンやクレジットで支払った場合でも対象となります。

Q. 大人の歯列矯正は対象にならない？

A. 美容目的であれば対象外ですが、咀嚼障害の改善など、治療目的であれば対象となります。

Q. 視力回復のためにレーシック手術を受けた場合の費用は？

A. 対象です。また、オルソケラトロジー治療(角膜矯正療法)の費用も対象となります。

## 「その他の所得が20万円以下」の勘違い

給与所得者(1か所から支払を受けており、2千万円以下)は、給与所得以外に所得がある場合でも、その合計額が20万円以下の場合には原則、確定申告が不要となっています。

これは、給与について年末調整を行っており確定申告をしない場合であれば、申告しなくてもよいという規定であり、給与所得以外の所得20万円が控除されるわけではありません。

したがって、医療費控除などの各種控除や税制の特例を適用するために確定申告(還付申告)を行う場合には、20万円以下の雑所得や一時所得なども併せて申告する必要がありますので、注意しましょう。

## 来年度の協会けんぽの保険料率は据置き

主に中小企業が加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)の保険料率は、引上げが続いており、現在は全国平均で10%になっていますが、平成25年度の保険料率は据え置かれることになりました。

しかし、賃金の下落に伴い保険料収入が落ち込む一方で、医療費支出は増加しており、厳しい財政状況は続いているため、国庫補助割合を20%に引き上げることや、拠出金負担の重い高齢者医療の見直しなどを国に求めています。